

第5期台東区障害福祉計画
(平成30年度～平成32年度)
[概要版]

平成30年3月
台東区

第5期台東区障害福祉計画
(平成30年度～平成32年度)
[概要版]

【目次】

◇計画の策定にあたって	1
◇障害者施策推進の基本的考え方	3
◇障害者施策推進の課題と取り組み	5
◇第5期障害福祉計画における数値目標	6
◇計画の推進に向けて	7

計画の策定にあたって

○ 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法で定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法で定める「市町村障害福祉計画」（第5期）、児童福祉法で定める「市町村障害児福祉計画」（第1期）に相当し、これらを一体的なものとして策定します。

また、「台東区長期総合計画」を踏まえるとともに「行政計画」等の諸計画と調和・連携する計画とします。

○ 計画策定にあたってのポイント

（1）「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」

「市町村障害者計画」は、障害者基本法の第11条第3項に基づき、保健、医療、福祉、教育、就業、生活環境、意識啓発など、障害者の生活全般に関する施策についての基本的な事項を定める、中長期的な計画です。

「市町村障害福祉計画」は、障害者総合支援法の第88条に基づき、障害福祉サービスや相談支援等を地域において計画的に提供するために定める短期的な計画であり、障害者計画における施策の実施計画的な位置づけとなります。

「市町村障害児福祉計画」は、児童福祉法の第33条の20に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援を地域において計画的に提供するために定める短期的な計画であり、障害児計画における施策の実施計画的な位置づけとなります。

台東区では、これらを一体的な計画として「障害福祉計画」を策定します。

（2）「成果目標」と「活動指標」について

■成果目標

本計画において成果目標とは、ある目的がどの程度達成されたかを測るものとし、国においても、障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき数値目標（成果目標）を設定しており、自治体に対しそれぞれの成果目標を設定するよう示しています。

■活動指標

本計画において活動指標とは、成果目標の実現に向けて実施する活動の内容とします。国においても、障害福祉サービス等の提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要なサービス提供量等の見込みを定め、その確保状況の進捗を定期的に分析・評価するよう求めています。

○ 計画の期間

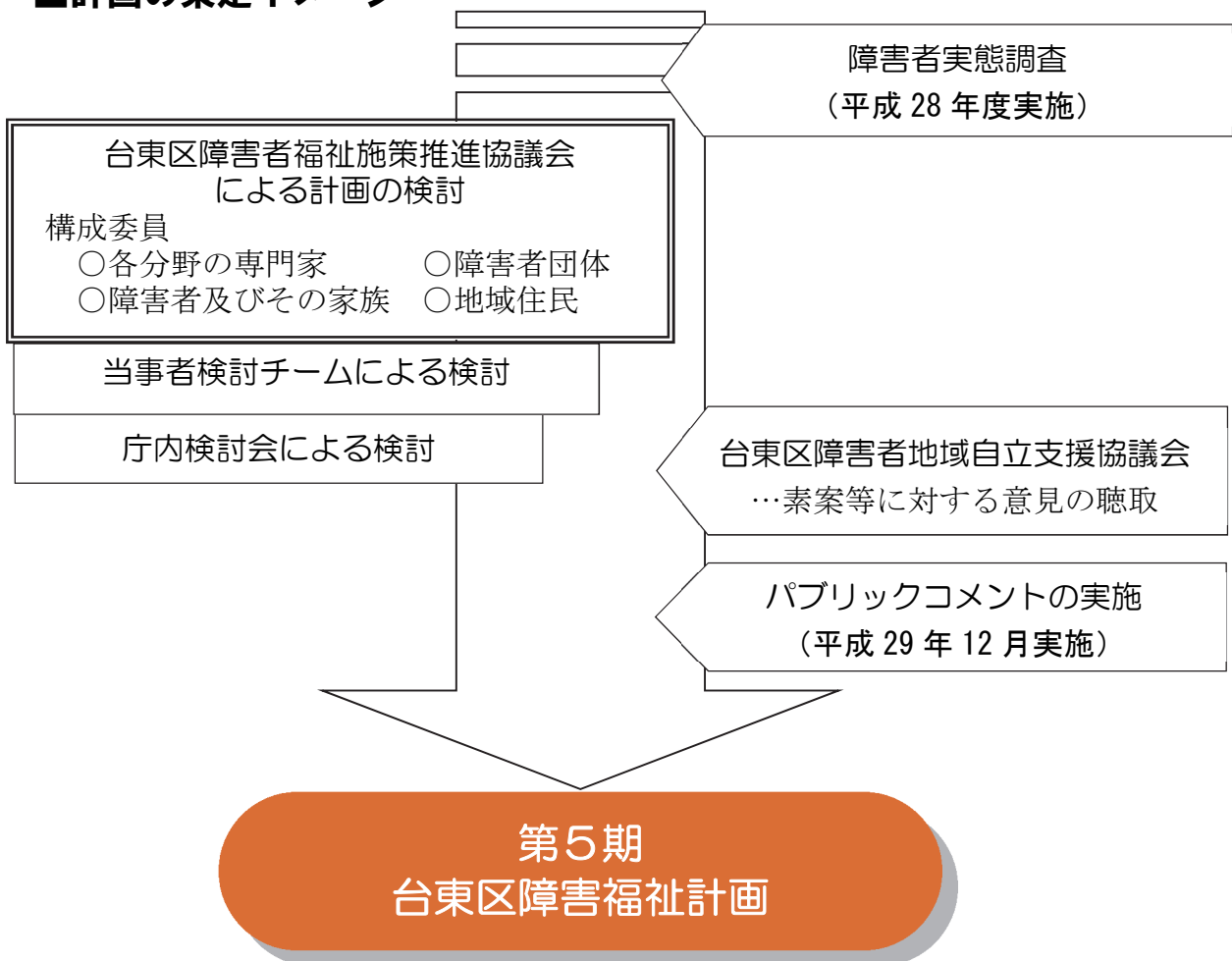
計画期間は、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画にかかる国の「指針」に基づき、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

○ 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、福祉・保健・医療・教育・就労の各分野の専門家や障害者団体、障害者及びその家族、地域住民により構成された「台東区障害者福祉施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）」を設置し検討を重ね、「台東区障害者地域自立支援協議会」にも本計画策定時には意見をいただき、計画への反映を行っています。

地域の方々からも、推進協議会への参加や、平成 28 年度の障害者実態調査、パブリックコメントを通して意見を反映させる仕組みを取り入れています。

■ 計画の策定イメージ



障害者施策推進の基本的考え方

○ 計画の体系図

基本理念

4つの基本目標

ノーマライゼーションの理念のもと、
人と人が人格と個性を尊重し合いながら、
障害のある人も、ない人も、共にいきいきと暮らせる社会の実現

1 地域生活支援の充実

2 障害児に対する支援の充実

3 就労支援の充実

4 暮らしを支える環境の確保

10の重点課題と施策の体系 (★は新規・充実の主な取り組みを含む施策)

1. 相談支援の充実
 - 【1】 地域自立支援協議会の充実 【2】★地域生活支援体制の整備
 - 【3】★相談支援体制の充実 【4】 ピアサポートの充実 【5】 住宅相談等の支援
2. 在宅サービスの充実
 - 【1】★障害者に対する在宅支援 【2】 障害者の高齢化への対応 【3】 リハビリテーションの実施
3. 権利擁護の推進
 - 【1】 虐待の防止、養護者に対する支援の実施 【2】 障害を理由とする差別の解消の推進
 - 【3】 権利擁護の取り組み
4. 障害児支援の提供体制の充実
 - 【1】 障害の早期発見 【2】★年齢に応じた支援の充実
 - 【3】★乳幼時期から学校卒業までの一貫した支援 【4】★医療的ケア児に対する支援の充実
 - 【5】★障害児の日中活動の場の充実
5. 発達障害児の支援体制の充実
 - 【1】★早期発見体制の充実 【2】★相談・支援体制の充実
 - 【3】★継続支援体制の強化 【4】★普及・啓発の促進
6. 障害者の雇用・就労支援体制の整備
 - 【1】 安心してチャレンジできる体制の整備 【2】 就労意欲促進の取り組み
 - 【3】 地域のネットワークによる支援 【4】 福祉的就労をしている障害者への支援
 - 【5】★一般就労を継続できる支援体制の強化
7. 居住環境の整備、日中活動の場の整備
 - 【1】★居住環境の整備 【2】★日中活動の場の整備
8. マンパワー（福祉人材）の育成・確保
 - 【1】 ガイドヘルパーの養成 【2】 手話通訳者の養成
 - 【3】 福祉施設職員等の資質向上 【4】 ボランティア活動の推進
9. 防災・安全・バリアフリーのまちづくり
 - 【1】 防災対策の推進 【2】★防犯対策の推進 【3】★公共施設等のバリアフリー化の推進
10. こころのバリアフリーの推進
 - 【1】 福祉のまちづくり推進 【2】 地域における支えあい
 - 【3】★障害者団体自主活動支援、文化活動支援 【4】★障害者スポーツの推進
 - 【5】 広報・啓発活動 【6】 意思疎通支援の充実
 - 【7】 地域の社会資源活用の促進

障害者施策推進の課題と取り組み

○ 3年後の目標

本計画において、平成 30 年度から平成 32 年度で主に新規・充実する取り組み内容で、数値等による目標の設定が可能なものについて、3年後の目標を掲載します。

基本目標	重点課題	取組内容	3年後の目標
地域生活支援の充実	相談支援の充実	地域生活支援拠点の整備	実施
	在宅サービスの充実	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業の実施	実施
	権利擁護の推進	障害者差別解消法の周知・啓発	推進
障害児に対する支援の充実	障害児支援の提供体制の充実	医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置	実施
	発達障害児の支援体制の充実	巡回訪問の充実	充実
		特別支援教室の実施	実施
就労支援の充実	障害者の雇用・就労支援体制の整備	一般就労者交流会の充実	各年度3回
暮らしを支える環境の確保	居住環境の整備、日中活動の場の整備	身体障害者グループホーム等の整備	1か所整備 (累計3か所)
		知的障害者グループホームの整備	4か所整備 (累計15か所)
		生活介護施設の整備	2か所整備 (累計7か所)
	マンパワー(福祉人材)の育成・確保	知的障害者ガイドヘルパーの養成	各年度30人
		手話通訳者の養成	各年度2人 (累計32人)
	防災・安全・バリアフリーのまちづくり	避難行動要支援者にかかる個別計画の作成	推進
	こころのバリアフリーの推進	音声による道案内事業の実施	実施

第5期障害福祉計画における数値目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【成果目標】

- 「平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点から
6%^(※1)以上削減する。」 (※1)9人
- 「平成32年度末までに平成28年度末時点の施設入所者から
6%^(※2)以上を地域移行する。」 (※2)9人

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【成果目標】

- 「平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。」

③ 地域生活支援拠点等の整備

【成果目標】

- 「平成32年度末までに地域生活支援拠点を1か所整備する。」

④ 福祉施設から一般就労への移行等

【成果目標】

- 「平成32年度の障害者就労支援室登録者の年間一般就労者数を20人とする
(福祉施設から一般就労への移行を含む)。」
- 「平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末時点から
2割以上増加する。」
- 「区内の就労移行支援事業所のうち、平成32年度の一般就労への就労移行率が
3割以上の事業所を全体の5割以上とする。」
- 「平成32年度末の就労定着支援事業による支援を開始した時点から
1年後の職場定着率を8割以上とする。」

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

【成果目標】

- 「平成32年度末までに児童発達支援センターの整備を検討する。」
- 「平成32年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び
放課後等デイサービス事業所を確保する。」
- 「平成30年度末までに医療的ケア児支援に向けて関係機関が
連携を図るための協議の場を設置する。」

計画の推進に向けて

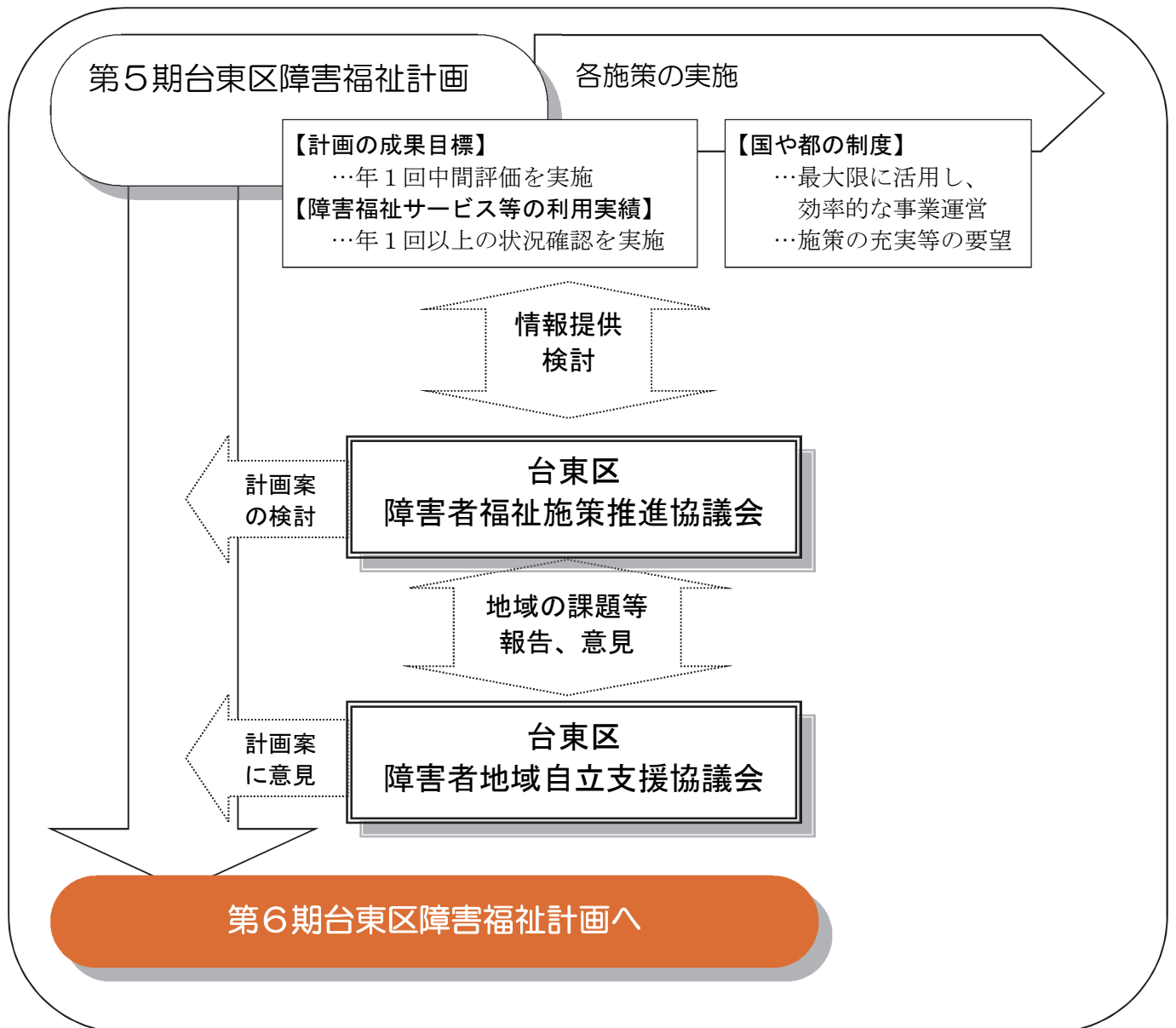
○ 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国や東京都の制度を最大限活用することにより、効率的な事業運営を目指します。また、障害者福祉施策の充実や制度の見直しについて、必要に応じて国や東京都に要望していきます。

本計画の見直しに際しては、推進協議会からの意見を踏まえ取り組みます。また、検討組織を設け、障害者や家族、障害者団体など広く区民の意見を反映した取り組みとします。

さらに、台東区障害者地域自立支援協議会から出される意見や地域の課題等についても、推進協議会に報告し、意見を反映した取り組みとします。

■計画の推進体制のイメージ



第5期台東区障害福祉計画（平成30年度～平成32年度）

[概要版]

（平成29年度登録第2号）

編集・発行	台東区福祉部 障害福祉課 健康部 保健予防課
〒110-8615	東京都台東区東上野4-5-6
電 話	03-5246-1111（代表）

この計画書は、古紙再生紙を使用しています。

